

我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供及び取得に関する  
書類の発給について（お知らせ）

平成29年9月28日  
経済産業省商務情報政策局  
商務・サービスグループ  
生物化学産業課

我が国は、平成29年5月22日に遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書を締結し、我が国の国内措置として遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（平成29年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号）（以下「ABS指針」という。）を制定し平成29年8月20日に施行しました。

我が国に存する遺伝資源の取得について、ABS指針では、議定書第6条1に規定する情報に基づく事前の我が国の同意は必要としないことが明記されております。一方で、我が国以外の国に対して我が国に存する遺伝資源を輸出等する場合において、我が国国内において取得されたことを示す書類を求められることがあり得ることから、主務大臣が相当と認める機関が、遺伝資源が国内において取得されたことを示す書類を発給することとしました。

経済産業大臣は、平成29年9月7日に、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）を発給機関に認定しました。

（参考）

○ABS指針

<第4章 我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供>

議定書第6条1ただし書に基づく別段の決定として、我が国に存する遺伝資源の利用のための取得の機会の提供に当たり、同条1に規定する情報に基づく事前の我が国の同意は必要としないものとする。

<第5章 国内における遺伝資源の取得に関する書類の発給>

主務大臣は、我が国に存する遺伝資源について取得の機会の提供及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分が的確かつ円滑に実施されるよう、独立行政法人その他の機関であって主務大臣が相当と認めるものが、遺伝資源が国内において取得されたことを示す書類を発給する場合にあっては、当該機関に対する技術的な助言又は情報の提供、関係省庁との連絡調整その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。